

〔三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の根拠条文〕

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等）

第二十条 事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を県内で保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物を紛失したときは、直ちに紛失の状況について調査するとともに、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物を回収する措置を講じなければならない。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等）

第二十一条 省略

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等）

第二十二条 保管事業者は、前二条の規定に該当するときは、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失の状況又は事故時の応急の措置の状況
 - 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のための必要な措置
 - 三 その他規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公表することができる。
- 3 知事は、第一項の規定による届出があったときは、遅滞なく紛失又は事故の発生した場所の所在する市町長に通知しなければならない。

〔PCBの特性等〕

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、水に溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する油状の物質であり、電気機器用の絶縁油、熱媒体、潤滑油などの用途に利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、中毒症状として目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着などが報告されています。